

令和5年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ① 墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害総件数から、5%以上の減少をめざす。（令和5年は、4,243人以下。）
- ② 本計画期間中に前計画期間中の死亡災害総件数から5%以上の減少をめざす。
(令和5年は、87人以下。)
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、レベルアップのための能力向上教育を充実する。とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和5年の労働災害発生状況（1～8月速報値）は、死亡災害が63人（前年同期比+14人、+28.6%）と大幅に増加している。特に、交通事故の9名増加が顕著である。一方、死傷災害は9,488人（前年同期-194人、-2.0%）、そのうち墜落・転落災害は2,470人（前年同期-46人、-1.8%）とわずかに減少している。

死傷災害では、墜落・転落、動作の反動・無理な動作による災害が相変わらず高い割合で推移するとともに、転倒、はさまれ・巻き込まれ、激突されによる災害も増加していることから、近年課題としている荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、労働者の高齢化に伴う災害も深刻化しており、厚生労働省が示した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも必要である。

こうした陸運業における労働災害の課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何よりも重要である。

こうした認識の下、本年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）までの2か月

間を、令和5年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）まで

3 スローガン

「テールゲートリフター 思いもよらない危険が潜む 職場で徹底 正しい作業」

（令和5年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

「腰守ろう すきま時間でストレッチ 小さなことの積み重ね」

（令和5年度安全衛生標語 健康部門最優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の7割以上を占める荷役災害の防止を重点とし、本年10月に施行された改正労働安全衛生規則等に基づく、昇降設備の設置、保護帽の着用及び来年2月に施行されるテールゲートリフターの特別教育の義務化等の安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）の一層の周知、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の受講促進を図るとともに、ロ

ールボックスパレットの安全な取扱いについて周知を図る。

- ・「テールゲートリフター／ロールボックスパレット使う前の5つの基本チェックリスト」
- ・「改良しましようロールボックスパレット3つのポイントを提案します！」
- ・「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」

の配布による周知を行う。

(3) 交通労働災害を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。

(4) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体が主唱する「STOP！転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。

(5) 腰痛の予防

「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。特に、長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休憩及びストレッチングを行った後に作業を行わせる。

(6) 高年齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図る。

(7) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の完全実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。

(8) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、安全衛生推進者の選任の徹底及びそのレベルアップを図るとともに、個別サポート事業の活用促進等を通じ、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
 - ・個別サポート事業の積極的活用
 - ・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る
厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。
- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
 - ・「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。
- (4) 行政との連携、広報等
 - ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
 - ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
 - ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参考）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるよう

に、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別紙

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）
- 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」
- 貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則等の一部改正のポイント及びQ&A
- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」
- 「テールゲートリフター／ロールボックスパレット使う前の5つの基本チェックリスト」
- 「改良しましよう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！」
- 安全作業連絡書の活用を！
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 「S T O P ! 転倒災害」リーフレット
- エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- トラック運送業界の過労死等防止計画（全日本トラック協会）
- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- 働き過ぎていませんか？（厚生労働省）
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に!!

DVD

- 「テールゲートリフターによる安全な荷役作業」（D V D）
- 「ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール」（D V D）
- 「はい作業の安全」（D V D）
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」（D V D）
- 「フォークリフトによる 安全な荷役運搬作業」（D V D）